

公 共 北 第 5 0 4 5 号
令和7年（2025年）5月7日

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長 中 島 俊 明
（ 公 印 省 略 ）

育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件及び手続の見直しについて（通知）

このことについて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づく育児休業手当金について、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第88号）による地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号。以下「規則」という。）の改正に伴い、支給期間の延長に係る要件及び手続の見直しを行い、令和7年4月1日から施行しますので、通知します。

改正の概要及び事務手続きは下記のとおりですので、貴所属組合員に対し周知するとともに、事務処理に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1 育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件の見直し

規則第2条の5の5第1項第1号において定める育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件について、次のとおり改正されました。

（改正前）

- 一 （前略）保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日
後の期間について、当面その実施が行われない場合

（改正後）

- 一 （前略）保育（以下この号において「保育所における保育等」という。）の利用を
希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面
その実施が行われない場合 （速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等
の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。）

保育所等に入所できなかったため育児休業を延長した場合の育児休業手当金の支給期間の延長について、制度を適切に運用するため、令和7年4月以後の延長の際は、「速やかな職場復帰のために保育所等の利用申込をしていること」を共済組合で確認することとなりました。（詳細は別紙1を参照。）

2 施行日

令和7年4月1日

3 対象者

育児休業に係る子が施行日以後に1歳又は1歳6ヶ月（パパ・ママ育休プラス制度の適用を受けている場合はその終期）を迎えており、かつ、支給期間の延長請求を行う組合員

なお、施行日前に子が1歳（再延長の時は1歳6か月）に達する組合員は今回の見直しの対象外となりますので、従前のとおり取り扱います。（具体例は別紙2を参照。）

4 事務手続き

施行日以後に規則第2条の5の5第1項第1号に該当することにより育児休業手当金の支給期間を延長する場合は、次の書類を提出してください。

（1）育児休業手当金延長請求（変更請求）書（別紙様式第8号）

（2）育児休業承認（延長、取消等）通知書の写し

※初回から直近までのもの全て

（3）育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（別紙様式第8号の5）

（4）市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し

（5）市区町村から発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知（入所保留通知書等）の写し

なお、施行日前に子が1歳（再延長の時は1歳6か月）に達する組合員については、上記（3）及び（4）の提出は不要です。

5 備考

（1）本通知受理前に支部へ書類を提出した場合は、必要に応じて、追加書類の提出を依頼することがありますので、ご了承ください。

（2）対象者について、当該通知を周知する前に市区町村への保育の申込を行ったために市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写しが用意できない等の事情がある場合は、育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を詳しく記入してください。

短期給付係

電話 011-231-4111

内線 35-371・372

「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合」について

地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の5第1項第1号の「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合」とは、下記の1～3のいずれの要件も満たす場合とします。

また、子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について育児休業等をする必要があると認められる場合においては、下記の1～3を準用します。

1 市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日（パパ・ママ育休プラス制度が適用となる場合には1歳2ヶ月に達する日。以下同じ。）までに保育利用の申込を行っていること。

具体的には、育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（以下「申告書」という。）に記載された利用（入所）申込をした日及び市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し（以下「利用申込書」という。）に記載された提出日が、子が1歳に達する日以前の日であることをもって確認します。

ただし、保育所等における保育を希望し、市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日までに保育利用の申込を行おうとしたものの、一定の理由により申込ができなかった場合は、申告書の理由欄及び医師の診断書、障害者手帳の写し等により確認します。

「一定の理由」とは、育児休業の申出に係る子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込の受付ができないとされた場合が該当し、市区町村への相談なく組合員の判断のみによって申込を行わなかった場合はこれに該当しません。

なお、「一定の理由」に該当する場合は、下記2及び3の確認は不要となります。

2 1の申込の内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次の（1）～（3）のいずれも満たすものであること。

（1） 利用（入所）開始希望日を育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日以前の日としていること。

具体的には、申告書及び利用申込書並びに市区町村から発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知（以下「入所保留通知書等」という。）に記載された利用（入所）開始希望日が、子が1歳に達する日の翌日以前の日であることによって確認します。

なお、子が1歳に達する日の翌日より相当前の日を利用（入所）開始希望日とし

て保育利用の申込を行い、入所保留通知書等の交付を受けている場合は、当該子が 1 歳に達する日の翌日において、保育が実施されないこととされた状態が継続していることを確認するため、交付年月日が、子が 1 歳に達する日の翌日の 2 か月前（4 月入所の申込の場合は 3 か月前）の日以降の入所保留通知書等を添付してください。なお、交付年月日が当該日より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな入所保留通知書等が発行されない場合は、申告書の理由欄に子が 1 歳に達する日の翌日において保育が実施されていないことを記載の上、直近の入所保留通知書等（当該子が 1 歳に達する日の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）を添付してください。

ただし、子が 1 歳に達する日の翌日の属する月について、市区町村が保育利用の募集を行っていない場合は、利用（入所）開始希望日を当該育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日の翌日から 2 か月以内としていることを条件とします。

この場合においては、申告書の理由欄にその旨を記載の上、当該市区町村が保育利用の募集を行っていないことが確認できる書類（市区町村が作成している資料やホームページ）、利用申込書及び入所保留通知書等を添付してください。

（２） 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

申告書や利用申込書において「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが明示的に意思表示されている場合、支給期間の延長はできません。

（３） 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道 30 分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

具体的には、申告書に記載された「利用（入所）申込を行った保育所等の中で、自宅又は勤務先から最も近隣の施設名と通所時間（片道）」で確認します。

この際、通所時間は、通所する場合に利用する予定だった交通手段による自宅からの片道の所要時間によることとし、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間とします。

なお、通所時間が 30 分以上となっている場合は、申告書に合理的な理由に該当すること記入してください。「合理的な理由」とは、以下の場合をいいます。

ア 利用（入所）希望の保育所等が以下のいずれかを満たす場合

- ・ 組合員又はその配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合
- ・ 勤務先（配偶者の勤務先を含む。）からの片道の通所時間が 30 分未満の場所にある場合

イ 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が無い場合

ウ 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日

に対応できない場合

エ 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が無い場合

オ 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合

カ 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去 3 年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

なお、上記エからカの理由に該当する場合は、そのことが確認できる書類を添付してください。

（添付書類の例）

- ・ 医師の診断書や障害者手帳の写し等（上記エの場合）
- ・ 兄弟姉妹の在籍証明書等（上記オの場合）
- ・ 当該保育所等が行政指導等を受けた事実に関する市区町村の公表資料、保育所等の公表資料等（上記カの場合）

**3 育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。
（ただし、当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合を除く。）**

保育所等の内定をやむを得ない理由なく辞退している場合、支給期間の延長はできません。

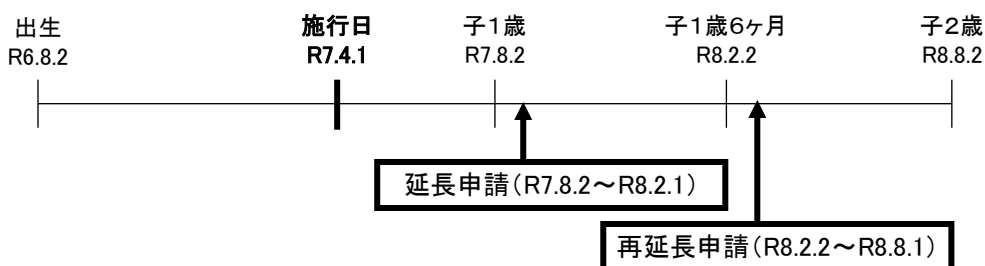
「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更その他これらに準ずる事情の変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合をいいます。

支給期間の延長に係る要件の見直しの対象となる組合員の具体例

今回の支給期間の延長に係る見直しの対象となる組合員について、具体例は次のとおりです。

例 1 令和 6 年 8 月 2 日生まれの子の場合

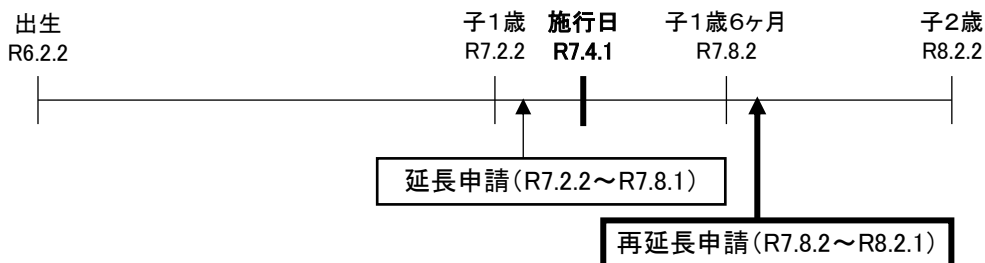
→延長申請時、再延長申請時どちらも要件見直しの対象となります



例 2 令和 6 年 2 月 2 日生まれの子の場合

→延長申請時は要件見直しの対象外ですが、再延長申請時は対象となります

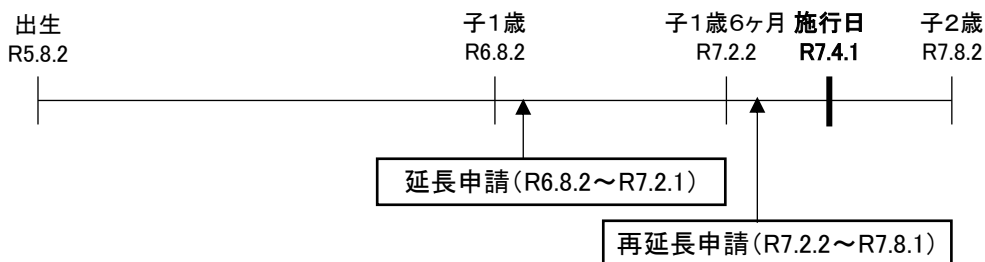
※ 延長申請を令和 7 年 4 月 1 日以後に提出したとしても、子 1 歳の誕生日が施行日前のため、延長申請は要件見直しの対象外



例 3 令和 5 年 8 月 2 日生まれの子の場合

→延長申請時、再延長申請時のいずれも要件見直しの対象外となります

※ 延長申請・再延長申請を令和 7 年 4 月 1 日以後に提出したとしても、子 1 歳の誕生日及び 1 歳 6 か月の誕生日が施行日前のため、延長申請及び再延長申請ともに要件見直しの対象外



(注) パパママ育休プラス利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。

氏名

（記載にあたっての留意事項）

- I この申告書は、保育所等での保育が開始されないことを理由に、育児休業手当金の支給対象期間の延長を求めるときに、必ず組合員本人が記載し、所属所を経由して提出してください。
- II 申告書は事実について正しく記載してください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以降育児休業手当金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還を命ぜられることがあります。
- III 保育所等での保育が開始されないことを理由とした育児休業手当金の支給対象期間延長は、速やかな職場復帰を図るために保育所等の利用(入所)申込をしたが入所ができないなど、やむを得ず職場復帰ができない方を対象とした制度です。制度の趣旨に沿った延長の申請であることを確認するため、次の書類を「育児休業手当金延長請求(変更請求)書」(別紙様式第8号、以下「延長請求書」という。)に添付して申請してください。
- 【延長請求書に添付が必要な書類】**
- i 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書(この申告書)
 - ii 育児休業承認(延長、取消等)通知書の写し(初回のものから全て)
※育児休業承認通知書が発行されない場合は、子の氏名、生年月日及び承認された育児休業の期間が分かる書類(辞令の写し及び母子健康手帳の写し等)
 - iii 市区町村に保育所等の利用(入所)申込をしたときの申込書の写し
(電子申請の場合は申込内容を出力したもの、または、申込をした画面の複写)
 - iv 市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知の写し
(入所保留通知書、入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。)
- IV 3の①欄について、申込をしていない場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込の受付ができないとされた場合には、延長が認められる場合があります(注1)ので、理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載の上、次の書類を延長請求書に添付して申請してください。
- 【延長請求書に添付が必要な書類】**
- ・上記Ⅲ i 及び ii の書類
 - ・医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
- V 3の②欄について、申込をした日が子の1歳の誕生日(注2)(又は1歳6か月の誕生日応答日)以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、市区町村が1歳の誕生日以降でなければ申込を受け付けられないなど、保育利用の申込の機会が極端に限られる場合には、延長が認められる場合があります(注1)ので、理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載してください。
- VI 3の③欄について、利用(入所)開始希望日が子の1歳の誕生日(注2)(又は1歳6か月の誕生日応答日)の翌日以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、市区町村が募集をしていない時期があるために、申込可能な希望日での申込をした場合には、延長が認められる場合があります(注1)ので、理由欄に具体的な理由を記載のうえ、次の書類を延長請求書に添付して申請してください。
- 【延長請求書に添付が必要な書類】**
- ・上記Ⅲ i ～ iv の書類
 - ・保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込を受け付けていないことが確認できる書類
- VII 3の④欄について、申込において「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択しているときは「している」場合に該当します。
- VIII 3の⑤欄について、入所保留通知書、入所不承諾通知書などに記載された有効期間を記載してください。入所保留通知書、入所不承諾通知書などに有効期間の記載がない場合は空欄で構いません。
- IX 3の⑥欄について、1に記載した子がこれまでに内定を辞退している場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、内定後の住所変更など、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情の変更が生じた場合には、延長が認められる場合がありますので、理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更の生じた日付及び具体的な理由を記載してください。
- X 3の⑦欄について、通所方法は通所する場合に利用する予定だった交通手段(徒歩・自転車・自動車・バス等)を記載し、その交通手段による自宅からの片道の所要時間を記載してください。
なお、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間を記載してください。
- XI 3の⑧欄について、利用(入所)希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に自宅から片道30分以上要する保育所等のみとなっている場合は、原則として延長の要件を満たしません。
選択肢に応じて、次の書類を延長請求書に添付して申請してください。
- ・ア～ウを選択した場合: 上記Ⅲ i ～ iv の書類
 - ・エを選択した場合: 上記Ⅲ i ～ iv の書類、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
 - ・オを選択した場合: 上記Ⅲ i ～ iv の書類、理由欄に具体的な理由を記載のうえ、記載内容を確認できる書類

(注1) 単に申込を忘れていた場合や、市区町村への相談無く申込をしなかった場合は、延長の要件を満たしません。

(注2) パパ・ママ育休プラス利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。